

(様式7)

座間味村公告第 7 号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき座間味農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更したので、同法第12条第1項の規定に基づき公告し、同法第12条第2項の規定により次の場所において縦覧する。

令和6年3月28日

座間味村長 宮里 哲



縦覧場所 : 座間味村役場 産業振興課
(座間味村字座間味109番地)